

意見書等 Subject:2004-05-08

サラ金のテレビCMの中止を求める意見書

会長声明・意見書など

意見書等

2004年5月8日
日本弁護士連合会

本意見書について

意見の趣旨

現在も利息制限法違反の営業を続けている消費者金融(いわゆるサラ金、以下「サラ金」という)のテレビCMを、直ちに中止することを要望する。

意見の理由

1. はじめに・・・多重債務被害の深刻さ

サラ金・クレジットなどをめぐる消費者信用トラブルは、かつてないほど深刻な事態となっている。個人の破産申立件数が1990年には1万件台であったものが、長引く不況や貸金カットなどを背景に、その件数は、2002年には約21万件、2003年には約24万件と右肩上がりに増加している。

さらに、破産予備軍の多重債務者は150万人～200万人もいるといわれ、経済的理由による自殺者も2002年に7900人にのぼり、これも過去最高となっている。

2. ヤミ金融対策法による広告規制強化

昨年7月成立したヤミ金融対策法は、貸金業者の広告についての規制を強化した。

具体的には、貸金業規制法16条2項以下に規定されていた誇大広告の禁止に加え、禁止行為として誤認を与えやすい表示、説明の類型が具体的に示された(同条第2項1号乃至4号)。

さらに過剰な貸付や安易な借入を助長することを防止するために、貸金業者に対し、広告・勧誘行為が過度にわたることがないように努力義務を課した(同条第3項)。

これらの規制は、テレビCMを中心とするサラ金のCMが氾濫し、サラ金大手5社だけでも広告費が700億円にも上り、CMの受け手の安易な借入を助長しているという認識が背景にあったためである。

具体的なテレビCMの内容は、

1. 若い女性のダンサーらが音楽に合わせてダンスを踊り続けるもの
2. チワワとベアの婚礼用タキシード等を買いたい衝動に駆られている人の様子を描いたもの
3. 救助船(サラ金の貸付船)の発動をコミック風に扱ったもの

等、イメージ広告が主流となっている。

3. サラ金テレビCMの自主規制

前述のとおり、大手5社の広告費は700億円にも達するといわれ、テレビCMの商品別の広告費では、サラ金CMを示す「その他の金融」が第3位となっている。(ビデオリサーチ社 テレビCM視聴率広告の動向 テレビCM調査書2001)。

CMの内容も安易な借入をあおるものとなっており、若年層に「サラ金」の暗いイメージを払拭させ、借金の抵抗感をなくさせる役割を果たしている。

また、中学高校等での金利教育が不十分なことも相まって、これらの業者が、広告の受け手に、利息制限法に違反する高金利で継続的な貸付を行っているとの認識も与えないようになっている。

近時そのCM氾濫が目に見え、2002年12月20日、日本民間放送連盟(以下、「民放連」と

いう)とNHKが共同で作った第三者機関である「放送と青少年に関する委員会」は、消費者金融CMは日本民間放送連盟基準の「金融・不動産の広告」などの項目に抵触する恐れがあるとして、午後5時から9時までの放送自粛や、借金リスクをわかりやすく伝えるとともに、安易な借入を助長しない内容とすべきとの見解を発表している。

同放送基準「17章金融・不動産の広告」では、「金融業の広告で業務の実態、サービス内容が視聴者の利益に反するものは取り扱わない」とされていたが、本年2月新基準を設け、消費者金融分野について安易な借入を助長するCM表現の禁止を義務化している。

民放連においても、昨年4月から表現などの見直し、同年10月には青少年に対する配慮をするとして、午後5時から9時までの時間帯及び青少年参加型番組については、テレビCMを自粛することとなった。

しかし、午後5時から9時までのサラ金テレビCMが自粛されるようになると、かえって午後9時以降に集中的にそのCMが流され、逆効果を生じさせている弊害も現れてきた。

4. 最高裁判所2004年2月20日判決

今般、商工ローン大手SFCG(旧商工ファンド)との間で貸金業規制法 43条のみなし弁済規定の適用の可否が争われていた3件の訴訟について、最高裁判所は、本年2月20日、のみなし弁済規定の適用を全面的に否定し、同社ののみなし弁済の主張を一部認めた2つの原判決を取消し、東京高裁、札幌高裁にそれぞれを差戻すとともに、SFCGが上告受理を申立てていた事件については上告を不受理とする決定を下した。

上の最高裁判決は、貸金業に対する必要な規制等を定める法の趣旨・目的と貸金業規制法17条誓面、18条誓面の交付についての規制に違反した場合に罰則が定められていること等から「法43条の規定の適用要件については、これを厳格に解釈すべき」と厳格説をとることを最高裁として初めて明らかにしたものである。

さらに、同判決の補足意見では、約定利息の支払いを怠れば、債務全額を即時弁済することを求められるとともに、損害金を支払わなければならないとする約定が定められている場合、「約定に従って利息の支払いがなされた場合であっても、その支払いは、その支払いがなければ当初の契約において定められた期限の利益を失い、遅延損害金を支払わなければならないという不利益を避けるためにされたものであって、債務者が自己の自由な意見に従ったものということとはできない」とし、「この支払いは任意の支払いということとはできない」と判示した。

この補足意見を前提とするなら、殆どの貸金業者では利息制限法を超過する約定利息の支払いを怠った場合期限の利益を失うとの約定がなされていることから、のみなし弁済規定の適用は認められないと考えられ、金融行政や貸金業界は、根本的に規制のあり方や業務の改善を迫られることになる。

5. 最高裁判決の背景

このように最高裁がのみなし弁済規定を厳格に解釈した背景として、のみなし弁済規定を前提に、サラが現在の低金利時代に年利25%~29.2%という高利を徴求していることが多重債務者を続出させていること、他方、サラ金業界では大手業者を中心に、巨額の利益を上げていることにあると考えられる。

また、サラ金業界最大手武富士に見られるように、第三者請求(債務者以外の者への請求)等で各地でトラブルを多発させ、さらには警察や暴力団との癒着や会長が盗聴で逮捕されているという不祥事を生じさせていること等、貸金業界が、大きな問題を抱えているとの認識があったものと考えられる。

6. サラ金CMの影響

現在の多重債務者増大の原因は、1989年頃より消費者信用全体の与信残高が30兆円~40兆円の間で推移している中で、サラ金業者の与信残高は、1993年に3兆円程度であったのが、2003年には大手サラ金業者で与信残高が約10兆円、全体としては約13兆円にも上ったことにある。このような急激な伸びは、サラ金業界が大手を中心に株式を上場し社会的認知を受け、無人契約機を大量に導入したほかに、多量の広告を流し続けていたことによるものである。つまり、不況などにより可処分所得が伸び悩んでいる中で、サラ金のテレビCMが氾濫していることが、右与信残高の増加に直結しているといわなければならない。

サラ金が利息制限法違反の営業をしているにもかかわらず、日本民間放送連盟がサラ金のテレビCMを許容しているのは、のみなし弁済規定が成立することにより利息制限法違反の利息の徴求が許されていることを唯一の根拠としていた。

しかし、上の最高裁判決によって、みなし弁済規定を厳格に解すべきことが確立されただけでなく、この判決、特に補足意見を踏まえると、ほとんどのサラ金業者でみなし弁済規定の適用が認められる余地がないことが明らかとなった。

この判決によって、あらためて利息制限法が暴利を規制する基本的な法律であることが明らかにされたのであり、ほとんどのサラ金業者がこの法律の規定を遵守していない以上、社会の公器であるべきテレビ局が、サラ金CMを流し続けることは第3項で指摘した日本民間放送連盟放送基準17章「金融・不動産の広告」に反するものである。

さらに、より根本的に同放送基準「13章広告の責任」では「広告は、関係法令などに反するものであってはならない」とされており、最高裁判決を踏まえれば、この基準にも違反していると考えられるところである。

広告の自由は十分に尊重されることは当然であるとしても、利息制限法違反のサラ金CMは自ら定めた同放送基準よりしても許されるべきではないと考えられる。

付言するに、「金融業の広告で業務の実態、サービス内容が視聴者の利益に反するものは取り扱わない」との基準に関する民放連の解説では「金利」の点については、「消費者に過大な負担を課する金利水準でないこと」とされ、その注記として、金利水準は、出資法の上限以下でなければならないことは言うまでもないとしながら「消費者に過大な負担を課するものは取り扱うべきでない」という放送基準の理念から、各社が独自の金利水準を定めて考査を行うべきである」とされている。

最高裁判決を踏まえ、この基準の解説も変更されるべきこととなるう。

7. 利息制限法違反のサラ金CMの中止を要望する

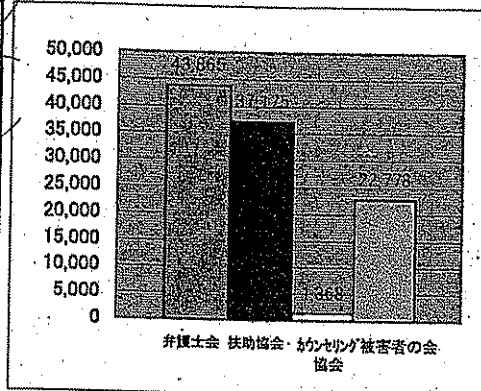
当連合会は、2003年7月、「出資法の上限金利の引き下げ等を求める意見書」を採択し、その中で「基本的には、利息制限法を超える金利で貸付け、多重債務者を続発させているサラ金のCM自体許容されていることが異常なことであり、その中止などが求められるべきであるが、少なくとも、『放送と青少年に関する委員会』の見解は、誠実に実現されなければならない」と表明したが、今般の最高裁判決を踏まえ、現在も利息制限法違反の営業を続けているサラ金業者のテレビCMの全面中止を要望するものである。

なお、本来は、新聞、雑誌、ラジオ等全てのメディアにおいてサラ金CMの中止が検討されるべきであるが、テレビCMが受け手に対し最も影響力が大きいこと、テレビCMはテレビを見ている限り視覚や聴覚に入ること拒否できないことなど、他のメディアに比してより制限する必要性が認められることから、この度、緊急の対応として、本件の意見表明に及んだものである。

以上

1 相談件数等の状況

	弁護士会法律相談センターの相談件数 (平成16年度)	43,865
*1	(財)法律扶助協会の代理援助事件のうち 多重債務問題の件数(平成16年度)	37,175
*2	(財)日本クレジット・カウンセリング協会 の新規カウンセリング実施件数(平成16 年)	1,368
*3	全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会 加盟 被害者の会への相談件数(平成15 年)	22,778



*1 (財)法律扶助協会「平成16年度事業報告書」34頁より

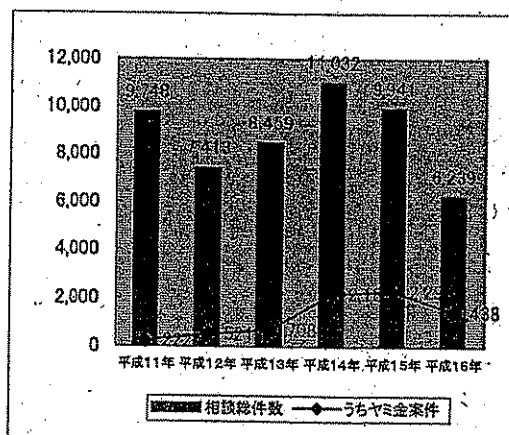
*2 (財)日本クレジット・カウンセリング協会「平成16年度事業報告書」2頁

*3 貸金業制度等に関する懇談会資料14-4

2 多重債務相談におけるヤミ金融案件の内訳

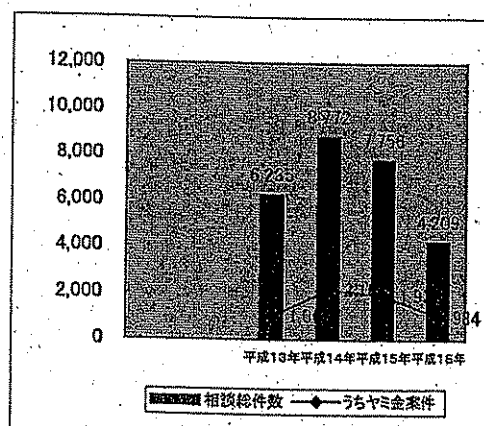
弁護士会四谷法律相談センター

	相談総件数	うちヤミ金案件
平成11年	9,748	222
平成12年	7,413	521
平成13年	8,459	708
平成14年	11,032	2,189
平成15年	9,941	2,290
平成16年	6,239	1,438



弁護士会神田法律相談センター

	相談総件数	うちヤミ金案件
平成13年	6,235	1,009
平成14年	8,772	2,162
平成15年	7,756	1,932
平成16年	4,209	984



※著作権上、削除します。

<参考資料：報道記事一覧>

「顧客情報 800 件売る 消費者金融 C F J 元社員」(2003.6.12 朝日新聞)

「消費者金融アルコ社員 信用情報を売却」(2004.6.26 朝日新聞)

「三洋信販 情報流出 116 万人分に」(2004.5.20 朝日新聞)

2006年6月8日

日本弁護士連合会 上限金利引き下げ実現本部

本部長代行 宇都宮 健児

自由民主党 金融調査会「貸金業制度等に関する小委員会」

説 明 要 旨

1、「ヤミ金融への流出論」について

- ・出資法の上限金利引き下げ（2000年6月）以前からヤミ金融組織は活動していた。
- ・ヤミ金融被害のピークは2002～2003年であり、ヤミ金融対策法施行（2004年1月）以降にはヤミ金融被害は減少傾向
- ・どこからも借りられない人が借り歩いているのではなく、ヤミ金融は多重債務者を狙って勧誘している。
- ・多重債務者に対しては早期の相談によるヤミ金融被害の事前予防、そのための相談窓口の拡充が必要。

2、「高リスク層の資金需要」について

- ・「高リスク層」は他社借入件数の多い人（多重債務者）であって、必ずしも低所得者層というわけではない。
- ・「多重債務者に貸せなくなる」というなら、むしろ、多重債務者に貸し込む構造を是正するという今回の立法目的に叶う。

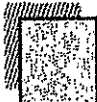
3、「中小企業のつなぎ資金」

- ・「短期のつなぎ資金」のつもりが長期化してしまうという実態を踏まえて制度設計をする必要がある。
- ・中小企業の損益分岐点利率は11～12％であり、利息制限法（15～20％）を超える金利は高すぎる
- ・保証人被害を再燃させてはならない。

4、日賦貸金業者の特例金利、脱法的な保証料について

- ・主婦、会社員など要件外の対象者への貸付け、「まとめ払い」、振込入金など違法な集金方法、違法取立の被害などが多発している。
- ・短期の切り替えごとに高率の保証料を徴収し、実質的に出資法の上限金利をも上回る暴利を取得している。
- ・「貸金業制度等に関する懇談会」でも「特例金利（54.75％）を見直すべきとの意見が委員の大勢であった」（「中間整理」より）

日本弁護士連合会は、多重債務被害を無くするため、以下の改正を求めています。

 出資法の上限金利(年29.2%)を、利息制限法の制限金利(年15~20%)まで引き下げること

 「みなし弁済」規定(貸金業規制法43条)を廃止すること

 日賦貸金業者等の特例金利を廃止すること

 脱法的な保証料徴求を禁止すること

 **利息制限法の引き上げには断固反対です!!** 

日本弁護士連合会 上限金利引き下げ実現本部

電話03(3580)9910

経済的困窮による犯罪の増加

上級裁判所に上訴する者の増加

多重債務者が激減します。

消費が増加し、安定的な景気底上げにつながります。

公租公課の回収率が大幅にアップします。

借金苦のために自殺する人や、犯罪(窃盗・強盗)に走る人が減少します。

2006年6月8日

自由民主党 金融調査会 貸金業制度等に関する小委員会

参 考 資 料

日本弁護士連合会 上限金利引き下げ実現本部

本部長代行 宇都宮健児

- 1、「ヤミ金融への流出」論について・・・1～10
- 2、「高リスク層の資金需要」について・・・11～15
- 3、「中小企業のつなぎ資金」について・・・16～17
- 4、日賦貸金業者の特例、保証料について・・・18～19

ヤミ金融が増殖した時期、消費者金融の与信も拡大していた

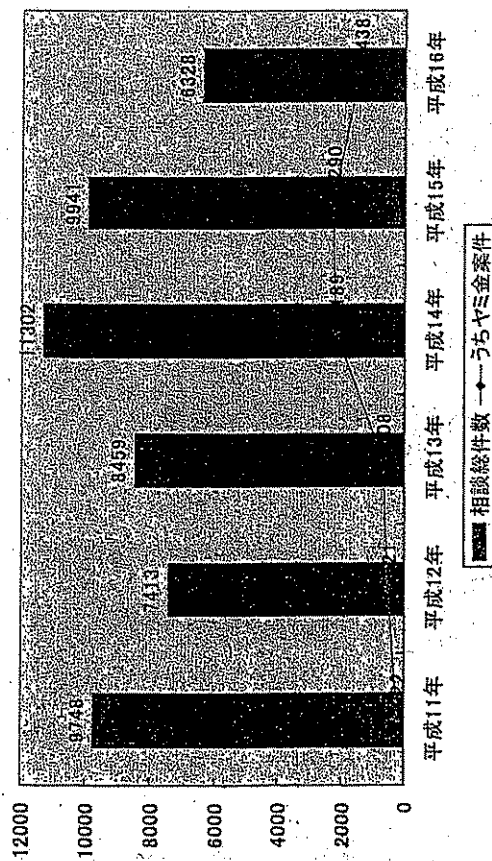
貸金業者各業態の貸付金残高の推移

	8年3月末	9年3月末	11年3月末	12年3月末	13年3月末	14年3月末	15年3月末	16年3月末	17年3月末
消費者向無担保貸金業者	64,771 (24.1)	74,833 (15.5)	88,845 (20.1)	86,948 (6.8)	106,263 (10.8)	119,341 (12.3)	120,074 (0.6)	117,189 (▲2.4)	116,720 (▲0.4)
消費者向有担保貸金業者	8,065 (▲25.8)	5,768 (▲4.9)	4,185 (▲27.4)	3,514 (▲16.0)	2,735 (▲21.6)	2,877 (4.4)	2,187 (▲24.0)	2,288 (4.6)	1,824 (▲20.3)
消費者向住宅向貸金業者	14,843 (▲5.1)	14,137 (▲4.8)	8,589 (▲39.2)	13,751 (60.1)	15,054 (9.5)	12,427 (▲17.5)	8,067 (▲35.1)	7,226 (▲10.4)	5,751 (▲20.4)
事業者向貸金業者	358,489 (▲8.0)	339,906 (▲5.2)	267,382 (▲21.3)	204,360 (▲23.6)	179,977 (▲11.9)	178,909 (▲0.6)	222,336 (24.3)	228,062 (2.6)	193,333 (▲15.2)
手形割引業者	5,527 (30.3)	4,190 (▲24.2)	4,709 (12.4)	4,272 (▲9.3)	4,274 (0.0)	3,697 (▲13.5)	2,702 (▲26.9)	2,679 (▲0.9)	2,385 (▲11.0)
クレジットカード会社	12,586 (▲0.6)	12,381 (▲1.5)	13,228 (6.8)	19,288 (45.7)	12,888 (▲33.1)	16,233 (25.0)	16,828 (3.7)	16,202 (▲3.7)	14,705 (▲9.2)
信販会社	63,222 (▲1.9)	58,461 (▲7.5)	59,979 (2.6)	54,170 (▲9.7)	62,052 (14.6)	51,917 (▲16.3)	47,702 (▲8.1)	50,870 (6.6)	53,093 (4.4)
流通・メーカー系会社	12,024 (16.6)	11,274 (▲6.2)	11,784 (4.3)	9,547 (▲18.8)	6,882 (▲27.9)	5,632 (▲18.2)	5,412 (▲3.9)	6,765 (25.0)	6,903 (2.0)
建設・不動産業者	36,236 (▲21.5)	24,907 (▲31.3)	24,262 (▲2.6)	23,774 (▲2.0)	17,841 (▲25.0)	12,085 (▲32.3)	9,248 (▲23.5)	7,313 (▲20.9)	5,507 (▲24.7)
質屋	1,212 (▲30.1)	1,359 (12.1)	1,591 (17.1)	1,279 (▲19.6)	1,341 (4.8)	888 (▲26.3)	425 (▲57.0)	437 (2.8)	240 (▲45.1)
リース会社	108,539 (▲11.7)	93,381 (▲14.8)	59,117 (▲36.7)	45,797 (▲22.5)	35,035 (▲23.5)	33,350 (▲4.8)	32,375 (▲2.9)	28,416 (▲12.2)	32,379 (13.9)
日賦貸金業者	801 (106.4)	603 (▲24.7)	652 (8.1)	691 (6.0)	754 (9.1)	694 (▲8.0)	576 (▲17.0)	607 (5.4)	660 (8.7)
合計	685,320 (▲6.6)	641,216 (▲6.4)	545,309 (▲15.0)	476,376 (▲12.6)	445,123 (▲6.6)	436,154 (▲1.9)	467,937 (6.8)	468,040 (0.0)	433,506 (▲7.4)

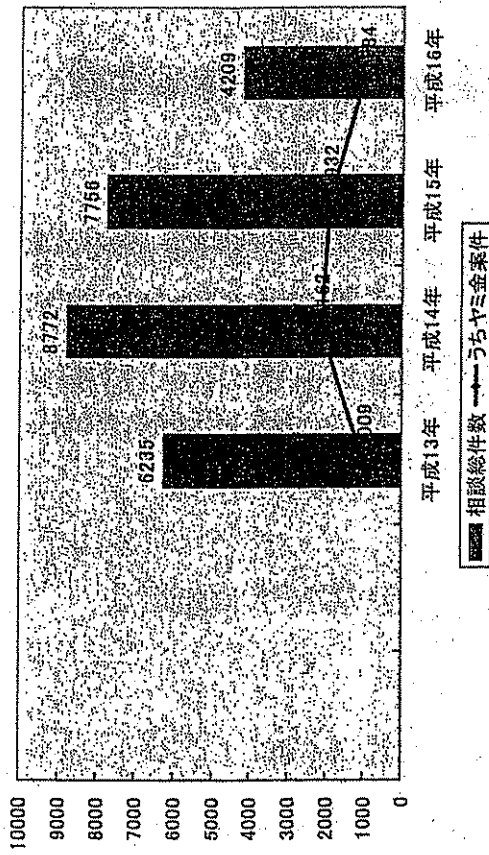
- (注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。
(注2) カッコ内の数字は対前年比伸び率(%)。
(注3) 毎年の累計対象業者数は異なっている。
(注4) 平成10年3月末は未集計。
(注5) 貸付残高については、1千万円以下の単位を切り捨てている。

ヤミ金融被害のピークは2002～2003年、以後減少

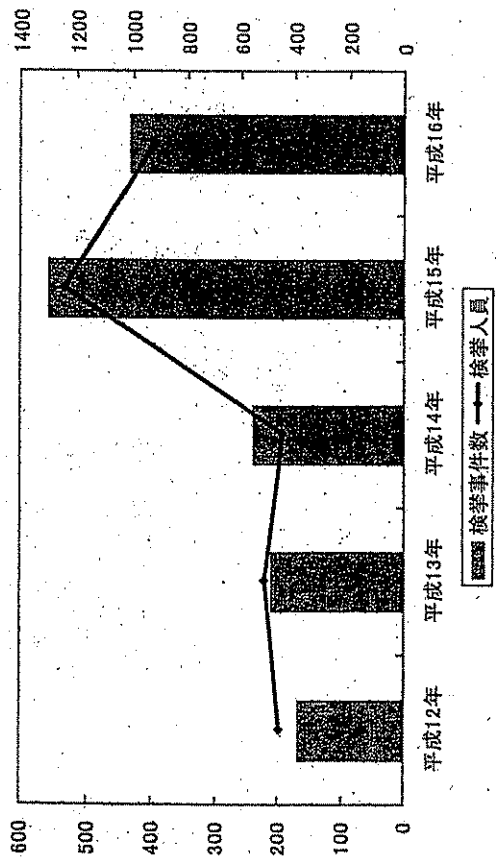
弁護士会の相談状況(四谷法律相談センター)



弁護士会の相談状況(神田法律相談センター)



ヤミ金融事犯の検挙状況(警察庁統計)



平成16年度貸金業対策の主な実績

平成16年度の貸金業対策の主な実績がまとまりましたのでお知らせします。

自己破産者の増加やヤミ金融の被害が大きな社会問題となっている中で、昨年は「ヤミ金融対策法」が全面施行されるとともに、年金担保融資等の禁止に関する法改正などが行われました。

都は、こうした一連の動きも踏まえ、登録審査の厳格化や立入検査・行政指導を一層強化してまいりました。同時に、悪質な貸金業者に対しては、かつてない規模で行政処分を実施いたしました。

1 行政処分

◆悪質な貸金業者を過去最多の617件処分

- ・前年度比2.5倍（前年度246件）
- ・このうち違反情状の特に重いもの130件

2 苦情・相談

◆都に寄せられた苦情・相談は6,874件

- ・前年度に比べ半減（前年度15,088件）
- ・苦情・相談の減少は、登録審査の厳格化や行政処分の強化などの効果によるもの

3 登録業者

◆16年度末の都の登録業者数は4,222者

- ・2年連続で減少
15年度5,816（前年度比▲1,167） 16年度4,222（前年度比▲1,594）
- ・新規登録業者数の減少、登録取消し行政処分数の増加などがその要因

※上記の詳細については、別紙参照

（この発表に関する問い合わせ先）

産業労働局 金融部 貸金業対策課 米澤、清成、植木、関口

直通電話：5320-4779、都庁内線：36-880、36-886

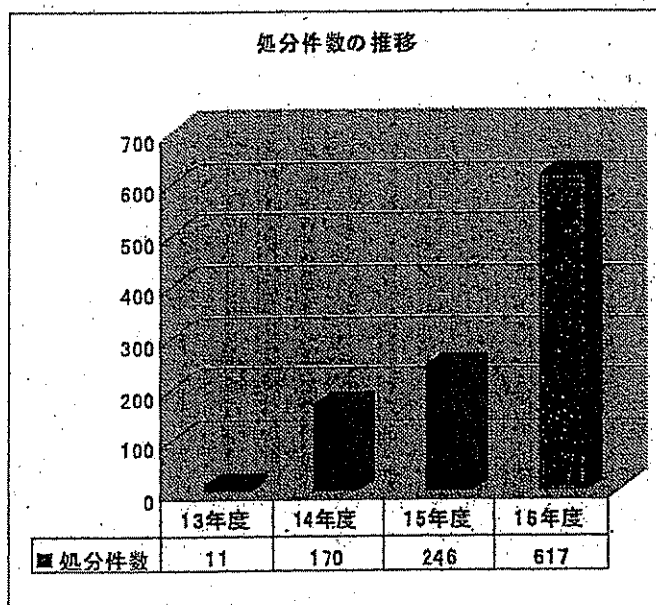
（都知事登録の貸金業者に関する苦情・相談窓口）

直通電話：5320-4775

平日：朝9時～12時、午後1時～4時30分

1. 行政処分の状況

- (1) 警視庁との連携の下に行っている悪質な貸金業者等に対する登録取消しの行政処分は過去最多の617件となり、15年度の2.5倍に達した。



- (2) このうち、悪質な貸金業者で違反情状の特に重いものは130件（前年度76件）となっており、逮捕につながった事案もあった。

【主な処分理由：重複掲載】

誇大広告88件、買取詐欺行為83件、高金利24件、名義貸し17件、

不正登録10件、保証金詐欺行為6件、紹介名目詐欺行為4件、変更届出違反2件、

年金担保融資2件

2 苦情・相談の状況

都に寄せられた苦情・相談は半減した。

その要因は、ヤミ金融対策法の施行、登録審査の厳格化、立入検査・行政処分の強化などの総合的対策の効果によるものと考えられる。

年 度	13	14	15	16
苦情・相談件数	11,403	21,928	15,088	6,874

【苦情・相談内容】

- ・法令違反に係るもの 5,645 件
(商品買取や融資紹介、保証金名目などを騙った詐欺行為が全体の6割を占める。
次いで、高金利が約2割、取立て行為が約1割となっている。)
- ・法令違反に係るもの以外 863 件
- ・債務整理に係るもの 366 件 計6,874 件

3 登録業者の状況

都の登録業者数は、15、16年度と大幅に減少している。

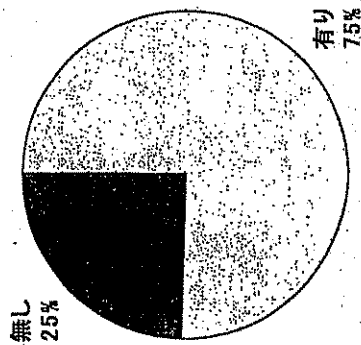
その要因は、新規登録業者数の減少(14年度2,226件、15年度1,337件、16年度804件)や登録取消しの行政処分数の増加などによるものである。

年 度	13	14	15	16
東 京 都	6,778	6,983	5,816	4,222
全 国	27,551	26,281	23,708	—

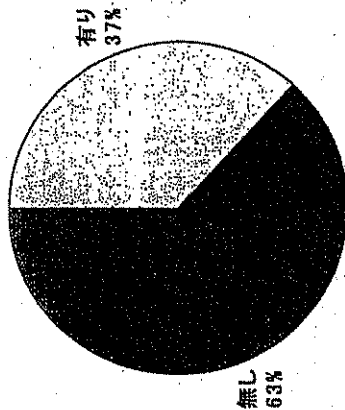
ヤミ金融は多重債務者を狙って勧誘している

2002年ヤミ金融110番集計結果

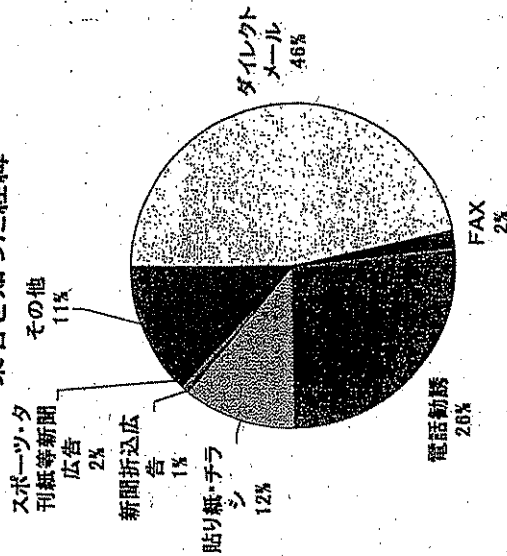
サラ金・商工ローンからの借入
の有無



過去の破産・債務整理の有無



業者を知った経緯



ダイレクトメール	475
FAX	19
電話勧誘	270
貼り紙・チラシ	118
新聞折込広告	7
スポーツ・タ 刊紙等新聞 広告	21
その他	116

有り	823
無し	269
不明	453
計	1,545

有り	379
無し	657
不明	509
計	1,545

日本弁護士連合会「2002年ヤミ金融110番」

日弁連公設事務所・法律相談センター、消費者問題対策委員会、民事介入暴力対策委員会、非弁提携問題対策委員会

2002年12月～2003年1月 49単位弁護士会で実施

有効データ 1545件

※著作権上、削除します。

※著作権上、削除します。

※著作権上、削除します。

※著作権上、削除します。

ヤミ金融対策の柱

- 1 検挙して厳しく処罰する
行為規制の強化・法定刑引き上げ・・・ヤミ金融対策法(2003)
- 2 犯罪の道具を奪う
 - (1) 預金口座
本人確認、利用停止、口座売買の禁止・・・本人確認法(2002、2004)
預金規定による口座凍結
 - (2) 電話対策
本人確認、利用停止・・・携帯電話不正利用防止法(2005)
 - (3) 名簿屋対策
- 3 犯罪収益を奪う
 - ・契約無効制度・・・ヤミ金融対策法(2003)
 - ・犯罪被害財産の分配・・・改正組織犯罪処罰法・犯罪被害回復給付金支給法(審議中)
- 4 借りる人をなくす
 - ・多重債務者に対する相談窓口の拡充・・・日本司法支援センター(2006)
 - ・上限金利引下げにより多重債務者の発生を抑止する

過剰与信の禁止＝適正な規模の与信を

受付番号 05-402-01351
受付日 H.17/11/10
開示日 H.17/11/10

全 格 連 信 用 情 報 記 録 開 示 書
(1 / 1)

姓 氏 名	カナ氏名	生年月日	性 別	性 別
住所	漢字氏名	昭和 年 月 日	性 別	女性
住所	〒 421- 市 区 町 村 番 組 番 号			
住所	静岡県 静岡市 駿河区			
自宅電話番号	054- 番 号	連絡先電話番号 090- 番 号	助産院電話番号 054- 番 号	
カナ勤務先名	漢字勤務先名			

<貸付履歴情報>

主債務	貸付件数合計	7 件	貸付金額合計	300.4 万円	受取金額合計	290.9 万円
保証契約	貸付件数合計	0 件	貸付金額合計	0.0 万円	受取金額合計	0.0 万円

47歳 女性 年収84万円 月収7万円
パートの事例

登録会社名	取引区分	貸付区分	包括	貸付日	入金日	入金予定日	完済日	貸付金額	残高金額	登録セカンド調査中	異動参考発生日
<貸付完了済情報> アイフル (株) 静岡店	更新 無担保	包括	包括	H.15/02/06 H.17/10/13	H.17/11/14	H.17/11/14		49.9 万円 17.2 万円		静岡	
オリエンメント出版 (株) 東日本コンテンツセンター	更新 無担保	包括	包括	H.16/02/20 H.17/11/04	H.17/12/05	H.17/12/05		49.9 万円 26.6 万円		東京	
アコム (株) 静岡駅前支店	更新 無担保	包括	包括	H.17/07/29 H.17/10/05	H.17/11/09	H.17/11/09		28.9 万円 23.5 万円		静岡	
丸和商事 (株) ニュートンクレジット 静岡駅前支店	更新 無担保	包括	包括	H.17/08/26 H.17/10/31	H.17/11/28	H.17/11/28		50.0 万円 48.6 万円		静岡	
(株) フライム静岡支店	更新 無担保	包括	包括	H.17/09/30 H.17/10/31	H.17/11/30	H.17/11/30		29.9 万円 29.7 万円		静岡	
GEコンシューマ・ファイナンス (株) ほのぼのレイク 静岡支店	更新 無担保	包括	包括	H.17/10/14 H.17/11/07	H.17/12/06	H.17/12/06		49.9 万円 49.4 万円		静岡	
(株) クレディア静岡支店	更新 無担保	包括	包括	H.17/10/31 09/09/09	H.17/11/28	H.17/11/28		49.9 万円 49.9 万円		静岡	

高リスク層とは多重債務者ではないか

断り理由(当社)

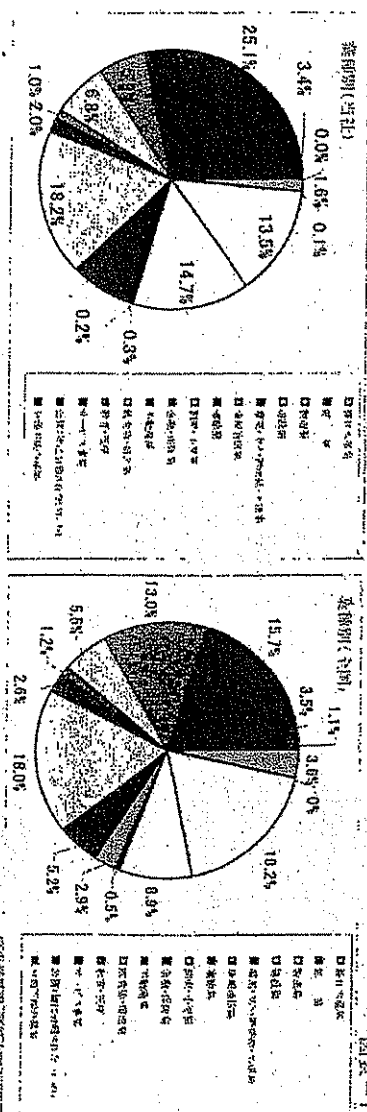
平成16年度新規断り理由内訳(無担保)*クレジット除く

(単位:件/%)

断り合計	161,225	構成比
信用情報内容判断	64,296	39.9
コンピュータ与信判断	23,989	14.9
金額折り合わず	18,761	11.6
最終決裁者判断	26,212	16.3
上記以外のその他の理由	27,967	17.3

図表-10

利用者の業種別



貸金業懇談会資料10-4-2

消費者の資金需要の9割は大手が充たしている

消費者向無担保貸金業者の貸付残高別業者数等

	該当業者数	構成比(%)	当該業者の消費者向 無担保貸付残高合計 (百万円)	構成比(%)
10億円未満	4,281	95.9	226,643	2.1
10～50億円未満	108	2.4	224,342	2.1
50～100億円未満	22	0.5	157,478	1.5
100～500億円未満	24	0.5	434,880	4.1
500～5,000億円未満	21	0.5	2,201,440	20.7
5,000億円以上	6	0.1	7,377,350	69.5
合 計	4,462	100.0	10,622,133	100.0

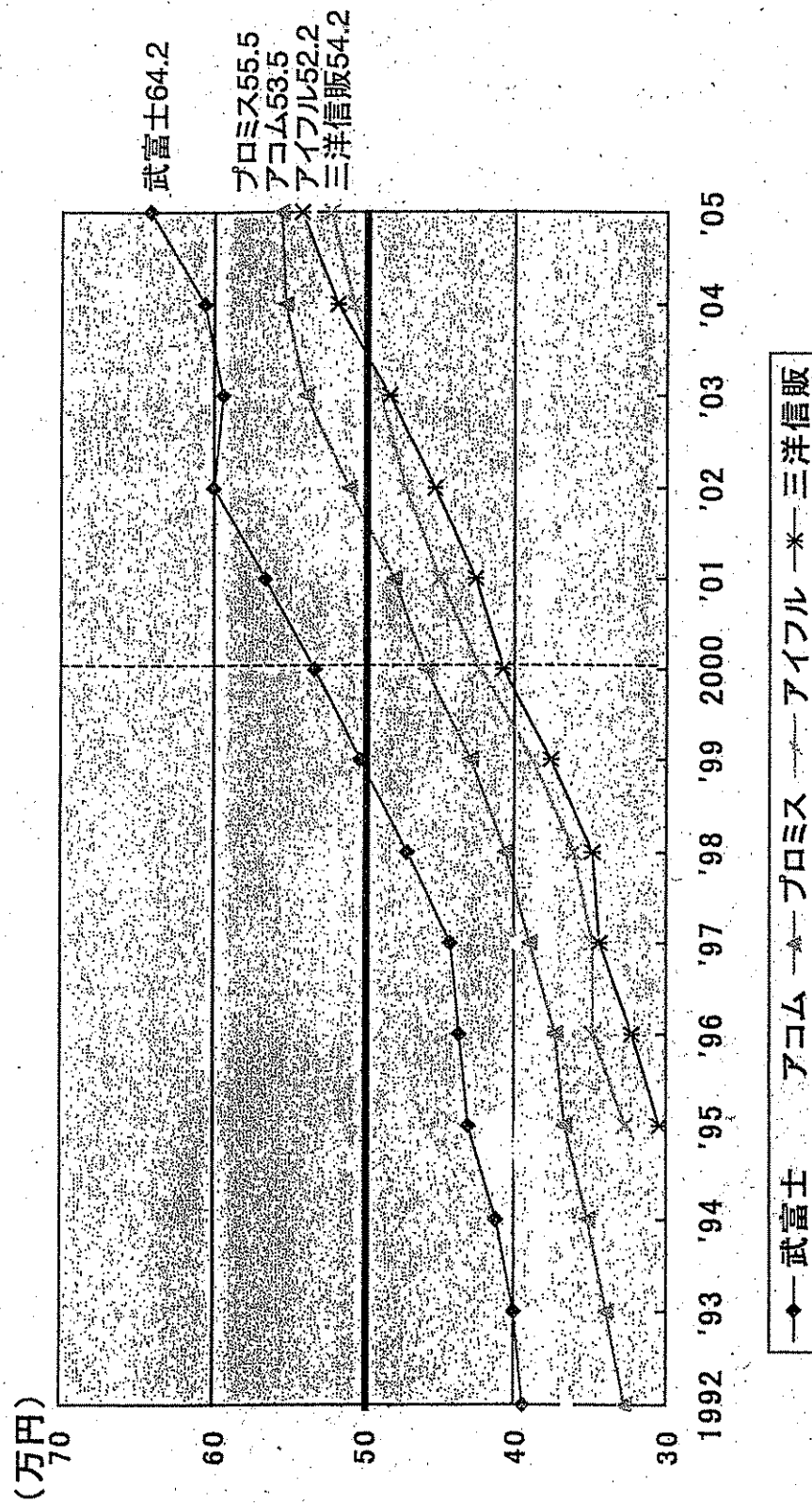
(注) 業務報告書(平成17年3月末)に基づき作成。

懇談会資料14-2

※著作権上、削除します。

※著作権上、削除します。

消費者金融大手5社の1口座あたり残高(無担保)の推移



「月刊消費者信用」1993年から2005年まで各年9月号に掲載されている消費者金融大手の「決算概要」(各年3月期)における「1口座あたり残高」(＝貸付残高÷口座数)(無担保分)をグラフ化したものである。

「つなぎ資金」・・・のつもりが抜け出せなくなる高金利

売上規模0.5億円未満
(平均従業員数3.9名)
の黒字企業(全産業)
23,639社
損益分岐点利率は
11.38%

売上規模0.5億円以上1億円未満
(平均従業員数7.3名)
の黒字企業(全産業)
23,077社
損益分岐点利率は
12.19%

年20%を超える金利負担をすると、
赤字企業に転落

貸金業制度等に関する懇談会資料6-2「中小企業の財務分析」(柴田昌彦税理士)から数値を引用

中小企業金融公庫や国民生活金融公庫の現在の基準金利は2.45%

貸付利率表		貸付利率表			
		平成18年4月1日現在 単位: %			
		主な貸付利率			
		基準利率	特別利率①	特別利率②	特別利率③
5年以内	5	2.45	2.05	1.80	1.55
5年超	6	2.55	2.05	1.80	1.55

20%を超えるような金利
は高すぎる・・・健全な企業
経営を守るための適正な
金利を

※著作権上、削除します。

※著作権上、削除します。

金利引き下げQ&A

Q、日賦貸金業者等の特例金利って何ですか。

A、現在、貸金業者に対する出資法上の上限金利は29.2%ですが、いくつかの例外が定められています。

例えば日賦貸金業者(いわゆる日掛金融)の上限金利は54.75%です。

これらの特例については、そもそも例外を認める必要性に欠け、脱法行為や悪質な取立といった弊害が生じる温床となりますので、すべて廃止すべきです。

現在認められている特例金利

① 日賦貸金業者	54.75%
② 電話担保金融	54.75%
③ 質屋	109.5%



例外を認める必要があるの？

日掛金融は悪質な取立の温床になっていて本当？

金利引き下げQ&A

Q、保証料に規制が必要なのはなぜですか。

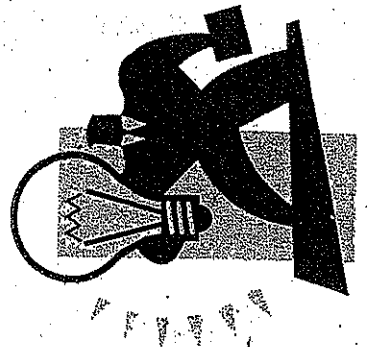
A、問題なのは、金利規制を潜脱して、実質的に高い金利を受け取るために、保証料名目で債務者にお金を支払わせる業者です(住宅ローンなどの保証料を問題にしているわけではありません)。

これらの業者が保証料として借主に負担させている金額を利息として考えると、利息制限法や出資法の上限金利を超えているため、「脱法的な保証料の徴求」だと指摘されているのです。

このような脱法行為を許していたのでは金利規制の意味がありませんから、保証料についても厳しく規制する必要があるのです。

はっきり書いてね！

「保証料として支払った金額も利息の支払とみなす。」



<参考資料：報道記事一覧>

「ヤミ金融事件 『会長』が手法発案 多重債務者狙う」(2003.8.6 朝日新聞)

「押し貸し多発 多重債務者に 突然振り込み 利息取り立て」(2002.12.25 毎日新聞)

「多重債務者 甘い誘い” 2次被害” 救済装う電話・DM」(2003.2.1 読売新聞)

「名簿売上高1億円 ヤミ金3つ得意先 消費者金融データも」(2003.6.24 朝日新聞)

2006年6月14日

日本弁護士連合会 上限金利引き下げ実現本部

本部長代行 宇都宮 健児

自由民主党 金融調査会「貸金業制度等に関する小委員会」

説 明 要 旨

1、上限金利引き下げによって、公租公課の回収率の向上が見込まれる

- (1) 多重債務の整理について地方自治体が支援することで、市の滞納債権（市税、下水道受益者負担金、保育料、奨学金貸付金等）の解消につなげようとする先進的な取り組みが行われている。

資料1 「地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究報告書」……………1～5

資料2 「自治体が生活再建支援」大島新聞2006年5月8日記事……………6

- (2) 「過払金を回収して、滞納税金等を納付する」取り組みをしている弁護士の報告

①島根県浜田市における弁護士の活動例

別冊資料 「島根県における多重債務処理事件の実情と貸金業者の利率を引き下げるべき実証的根拠」

②愛知県一宮市における弁護士の活動例

別冊資料 「金利を利息制限法の法的金利にまで引き下げれば、滞納税・滞納年金保険が無くなることの実証的資料」

- (3) 16都府県議会、278市町村議会において、「出資法の上限金利を利息制限法の制限金利にまで引き下げること」「みなし弁済規定廃止すること」等を求める決議がなされている。

資料3 東京都議会「出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書」……………7

2、利息制限法の引き上げには、断固反対である。

- (1) 現行利息制限法の制限利率も、銀行貸出平均金利と比較すれば高すぎる。

資料4 「利息制限法の制限利率の推移」……………8

- (2) 年29.2%の利息を払い続けた場合、利息制限法に引き直すと5・5年後には過払いとなっている。

資料5 「利息制限法による引き直し計算」……………9

資料6 消費者金融利用者の一般的な利用期間……………10

3、「中小貸金業者の倒産」を理由とする引き下げ反対論について

* 全金連は、1989年当時、「上限金利を年40.004%に引き下げれば8割の業者が廃業、倒産を余儀なくされる」と主張したが、そのようなことは起こらなかった。

資料7 「サラ金は金利下げよ」読売新聞1989年4月8日記事.....11

資料8 貸金業者登録件数及び協会員数の年度別推移.....12

4、金利引き下げへの事業者側の動き

* 既に複数の企業が「利息制限法の制限内で営業する」方向へと向かい始めている。

資料9 「トヨタファイナンス、灰色金利を全廃」NIKKEI NET2006年5月25日記事.....13

資料10「カード金利年18.0%に」読売新聞2006年6月10日記事.....14

資料11「過払い金返還費用1500億円」日本経済新聞2006年5月17日記事.....15

資料12「消費者信用産業の現況」.....16~17